LPガス販売事業者各位

(一社) 沖縄県高圧ガス保安協会 LPガス部会 部会長 福原 徹

LPガス販売指針順守の徹底について

みだしの件について、集合住宅におけるLPガス供給事業者の変更について、昨今 「入居者の承諾が得られていない」にもかかわらず、新販売事業者による変更の工事 が行われよとしているとの情報が寄せられております。

LPガス販売事業者におかれましては、しっかりと「法令」並びに「LPガス販売 指針」を遵守するようお願い致します。

(LPガス販売指針抜粋 全L協 平成29年3月発行 第4次改訂)

(1) 消費者の自由な意思の尊重

LPガス供給契約の解約は、消費者の自由な意思に基づき行われるものであり、原則として消費者自身により現販売事業者に解約を通知します。

消費者自身の自由な意思とは、

不公正な勧誘などの影響を受けることなく、自主的に判断して、消費者の自己責任により決定されるものです。

(2) 消費者から委任された場合

- ① 新販売事業者が代理人として委任された場合は、委任状に則って行う 必要があります。
- ② 現販売事業者は、消費者本人が自由な意思に基づき作成した委任状であることを確認する必要があり、新販売事業者はこれを妨げてはなりません。
- ③ 新販売事業者は、その委任行為が正当なものであることを現販売事業者に対して証明する必要があります。

(過去の供給切り替え訴訟による判例)

集合住宅における「一般消費者等は入居者である」という判断が示されております。また、「供給設備の無断撤去」は、器物損壊等に当たる場合も有ります。

(液化石油ガス法施行規則第16条第16号抜粋)

一般消費者等から液化石油ガス販売契約の解除の申し出があった場合において、 当該一般消費者等から要求があった場合には、液化石油ガス販売事業者はその所有 する供給設備を遅滞なく撤去すること。ただし、撤去が著しく困難である場合その 他正当な事由があると認められる場合は、この限りでない。

以上